

開発行為における都市計画法第32条に基づく同意及び協議適用一覧表(運用参考)

令和7年11月26日より適用

施設種類	32条同意	32条協議	根拠法令等	備考
道路施設	・既存道路施設の改修 [※] ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・道路施設の 신설 ・既存道路の拡幅	道路法(24条、32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (φ250以下の個人占用管の場合) ・小規模な床版橋 (幅6m以下の個人占用の場合)
公園・緑地施設	・既存公園施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・公園施設の 신설 ・緑地施設の 신설	都市公園法(6条第1項)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・公園・緑地施設の 신설、改修等 のないもの
下水道・排水施設	・既存下水道・排水施設の改修 (移設含む) ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・下水道・排水施設の 신설 ・下流側流下能力の改良が必要な 場合 ・雨水流抑制が必要な場合 ・除外施設(特定施設に限る) の設置が必要な場合	下水道法(16条第1項) 道路法(32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (φ250以下の個人占用管の場合)
農道・水路施設	・既存農道・水路施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・農道・水路施設の 신설・廃止 ・既存農道・水路の拡幅 ・下流側流下能力の改良が必要な 場合	今治市法定外公共用財産 管理条例(4条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (φ250以下の個人占用管の場合) ・小規模な床版橋 (幅6m以下で個人占用の場合)
河川施設	・既存河川施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・河川施設の 신설 ・既存河川の拡幅	河川法(24条、32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (φ250以下の個人占用のみの場合)
上水道施設	・既存上水道施設の改修 (移設含む) ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・上水道施設の 신설 ・既存上水道施設の配水能力の 改良が必要な場合 ・	水道法(5条) 道路法(32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・給水装置の引込み(口径40mm未満) のみの場合
消防水利施設	・既存消防水利施設の有効範 囲の確認 [※] (※自己居住用は不要) ・第1種特定工作物(危険物貯槽処 理施設)の設置	・消防水利施設の 신설 (消火栓、防火水槽等)	消防法(20条) 水道法(24条) 消防法(第2条第7項)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・既存消防水利施設の有効範囲の 確認のみの場合
ごみ置き場施設	-	・ごみ置き場施設の規模・位 置・収集方法の確認 [※] (※自己居住用は不要)		【開発行為事前協議が不要なもの】 ・住居系(共同住宅含む)以外の 建築物
その他の公共施設	・既存公共施設の改修 ・個人施設の占用等	・公共施設の 신설等		【必要に応じ開発行為 事前協議を要するもの】 ・海岸保全施設 ・港湾施設 ・漁港施設 等
放流	-	-		・1次放流先の管理者の同意が 必要 ・農道・水路の場合は改良区 の同意が必要

(※1. 「32条協議」を行ったものについては、「32条同意」を省略することができる。)

(※2. 「開発事前協議」について備考欄に記載する「開発行為事前協議が不要なもの」該当する場合は省略することができる。)

■都市計画法第32条に基づく協議及び帰属・管理の手引き 令和6年7月(抜粋)

【32条同意】

同意を要するもの

- ①既存の公共施設等(道路、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設 等)の拡幅、改修、占用及び放流する場合等は管理者の同意を得なければならない。

【32条協議】

協議を要するもの

- ①新設の公共施設等(道路施設、公園・緑地施設、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設、ごみ置き場施設 等)について管理予定者(協議の結果開発者自らが管理する場合も含む)と協議を行うこと。
②開発許可申請に伴い設置される公共施設は、帰属が原則(給水施設、ごみ置き場施設、を除く。)であるが、やむを得ない理由等で帰属できない場合も(市道認定などにより、後に帰属される可能性があるため)管理者となるべき者と協議を行うものとする。

【開発行為事前協議】

開発許可を申請しようとする者は、許可申請の前に当該開発行為等の計画について、公共施設の適正な配置等関係部局との調整を図るため、「開発行為事前協議書」の提出が必要となります。ただし、以下の開発・建築行為についての「開発行為事前協議書」は不要となります。

①主たる用途が自己の居住を目的とするもの。

②市街化調整区域になった時点で既に宅地であった土地に、第二種低層住居専用地域内において建築可能な建築物の建築（《4.》今治市での取り扱い（内規）参照）を目的とするもの。

③新設及び既設の公共施設等についての管理予定者との管理・帰属についての協議事項が無い開発行為等。

（※小規模な個人占有物件等については「開発行為事前協議」を省略（法 32 条に基づく同意及び協議適用一覧表の備考欄参照）することができる。）